

第26回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年10月22日  
 告示番号 第10号  
 会議年月日 令和2年10月26日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 藤 原 弘 子  
 局長補佐 佐 藤 正 浩  
 主 事 千 葉 星 夏

本日の案件 第26回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後2時5分

議 長	本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第26回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	なお、23番 三浦 善昭 委員より欠席の届け出がありました。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布しておりますので、事後にご覧になっていただきたいと思います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に5番 鈴木 勝 委員、7番 佐藤 均 委員を指名いたします。
議 長	書記には、藤原補佐、千葉主事を指名いたします。 議案審議に入ります。
農政専門委員長	「報告第59号 農政専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員長より報告願います。 委員長の石川でございます。

農政専門委員会の報告をいたします。

去る10月14日、一関市役所第3委員会室において、第6回農政専門委員会を開催し、令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書案について、農政専門委員9名により協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

事務局からは、小野寺事務局長、藤原局長補佐が出席いたしました。

協議の内容は、お手元の資料のとおりであります。

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する意見書を提出するに当たり、9月に開催いたしました総会後の事務連絡事項の中でお示しいたしました各地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から提出された意見を取りまとめた事務局提案の意見書原案について、前段及び8つの項目ごとに農政専門委員が提案事項の内容や背景などについて各々の意見を出し合い、検討いたしました。

その検討、協議の内容を精査し、新たに8テーマ、28項目の意見書案に整理いたしましたものでございます。

本日の総会において、議案第201号として審議していただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

以上で「報告第59号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第59号」の質疑を終わります。

議案審議に入ります。

次に、「報告第60号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

報告第60号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年10月19日であり、専決処分した内容

議 長

議 長

局 長

につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第18号までの18件、19名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第60号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第60号の質疑を終わります。

次に、「報告第61号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第61号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第3号までの3件、4筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が2件、農業用施設の整備が1件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第61号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

議 議	長 長	<p>(なしの声あり)</p> <p>なければ、報告第61号の質疑を終わります。</p> <p>次に、「議案第192号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>議案第192号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>最初に一関地域に係る申請1件でございます。</p> <p>第1号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が贈与により取得しようとするものです。</p> <p>なお、譲受人は市外に住所がありますが、月の半分は一関市にいて、農地の耕作管理をしているとのことであります。</p> <p>次に、花泉地域に係る申請1件でございます。</p> <p>第2号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。</p> <p>次に、大東地域に係る申請1件でございます。</p> <p>第3号については、貸付人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は令和7年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりです。</p> <p>最後に、藤沢地域に係る申請3件でございます。</p> <p>第4号については、譲渡人と譲受人は義理の親子であり、後継者として譲受人が贈与により取得しようとするものです。</p> <p>第5号及び第6号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりです。</p> <p>以上6件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。</p>
議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第192号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。</p>
22番	佐藤 圭一 委員	<p>まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和2年10月12日、月曜日、午前8時45分より、</p>

現地調査員、農業委員 私 佐藤、松岡委員、農地利用最適化推進委員 渡邊委員、佐々木委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主事。

報告内容、第1号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

2番  
渋谷 皓 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域、農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和2年10月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 渋谷、農地利用最適化推進委員 千葉委員、佐藤委員、事務局職員 西巻主査、支所職員 後藤産業建設課主任。

報告内容、第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われます。

以上、終わります。

議 長

ありがとうございました。

16番  
小山 悦郎 委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和2年10月9日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 小山、畠山委員、農地利用最適化推進委員 武田委員、事務局職員 西巻主査、支所職員 小野寺産業建設課主事。

報告内容、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

19番  
佐々木 栄一 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和2年10月9日、金曜日、午前9時30分より、

現地調査員 私 佐々木、農地利用最適化推進委員 畠山委員、菅原委員、事務局職員 千葉主事、支所職員 佐藤産業建設課主事。

報告内容、第4号から第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

以上で現地調査の報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第192号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 満場です。

よって、「議案第192号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第193号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 議案第193号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、大東地域の1件でございます。

第1号は、申請人が自家用のカーポートを建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

以上、1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第193号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

16番  
小山 悦郎 委員

大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の、農地法第4条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査委員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自家用カーポートを建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果の説明を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第193号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第193号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第194号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第194号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請4件でございます。

第1号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在

する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が自社の用に供するリサイクル品置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第4号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請1件でございます。

第5号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、5件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第194号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の報告をお願いいたします。

22番  
佐藤 圭一 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第2号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第3号、申請人が自社の用に供するリサイクル品置場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第4号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は農業集落排水へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま



<p>議 長 12番 佐藤 繁 委員</p>	<p>以上です。 ありがとうございました。 次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。 千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。 現地調査日、令和2年10月9日、金曜日、午前9時30分より、 現地調査員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、遠藤 委員、支所職員 熊谷産業建設課主査。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った 結果、次のとおり報告いたします。 第5号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水 は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま す。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上、報告いたします。 ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第194号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に 対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
<p>議 長</p>	<p>満場です。 よって、「議案第194号」を許可相当と決します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第195号 農地転用事業計画変更申請に対する意 見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。</p>
<p>局 長 補 佐</p>	<p>議案第195号 農地転用事業計画変更申請に対する意見につい て、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったの で、意見を求めるものです。 最初に、一関地域に係る申請1件でございます。 第1号は、平成31年3月15日付けで建売分譲地として利用する ために転用許可を受け、土地造成は完了し、計画していた7棟の うち3棟は完成しましたが、コロナウイルスの影響により資金繰</p>

りが困難となり、計画期間内に残り4棟を建築することができなくなったため、残りの4区画については実情に合わせて宅地分譲に計画変更申請するものでございます。

次に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

第2号は、平成26年11月14日付で鶏舎建築のため一時転用許可を受け、平成29年10月13日付で期間延長の許可を受けていたものを再度期間延長申請するものです。

東日本大震災による放射能事故により福島県内のブロイラー飼育拠点が稼働停止となったため、申請地へ代替の鶏舎を建築して対応しておりますが、福島県内の生産拠点が復旧に至っていないことから再度延長申請するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第195号」の説明を終わります。  
審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。  
「議案第195号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議 長 満場です。

よって、「議案第195号」を許可相当と決します。

議 長 次に、「議案第196号 相続税の納税猶予に関する適格証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 議案第196号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定について、内容をご説明いたします。

次のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願が提出されたので、当該証明の可否についての処分の決定を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の1件です。

被相続人、相続人、適用を受けようとする農地は記載のとおりです。

被相続人につきましては令和2年1月に亡くなっており、申請者が被相続人の農地を遺産分割協議書により相続することになっ

たことに伴い、相続税の納税猶予を受けるため、死亡した日から10か月以内に税務署へ相続税の納税猶予を受けるための適格者証明書を提出する必要があるとございます。

適格者であるか否かの当委員会の判断の要件としましては、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた者であるかどうか、また、相続人が相続により取得した農地で今後農業経営を行うかの2点であります。

今回の申請は、被相続人が農業を営んでいた農地で、相続人が引き続き農業経営を行うことから要件を満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第196号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第196号 相続税の納税猶予に関する適格証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第196号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第197号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第197号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が4件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が3件、集団案件一括方式が2件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号から第3号までの3件は、大東地域に係る申請です。

第4号は、室根地域に係る申請です。

次に、所有権移転ですが、第1号は、花泉地域に係る申請です。

		第2号は、藤沢地域に係る申請です。 次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。 第1号は、一関地域に係る申請です。 第2号は、東山地域に係る申請です。 第3号は、藤沢地域に係る申請です。 次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。 第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。 以上、各申請の詳細については記載のとおりです。 また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第197号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第197号 一関市農用地利用集積計画の決定について」 を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。
議	長	よって、「議案第197号」を可と決します。 次に、「議案第198号 農用地利用配分計画案に係る意見について」 を上程いたします。
局長補佐		局長補佐より説明いたさせます。 議案第198号 農用地利用配分計画案に係る意見について、 内容をご説明いたします。 一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、 意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、貸借の移転が2件です。 第1号から第2号までの2件は、花泉地域に係る申請です。 本申請の内容については記載のとおりです。 また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」 につきましましては、書類等確認の結果、十分満たしております。 以上で説明を終わります。

議	長	<p>以上で、「議案第198号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第198号 農用地利用配分計画案に係る意見について」 を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。 よって、「議案第198号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第199号 農地法の適用外であることの証明願 に対する可否について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第199号 農地法の適用外であることの証明願に対する可 否について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否 についての決定を求めるものです。 本議案に係る申請は5件で、一関地域1件、花泉地域1件、千 厩地域1件、室根地域2件です。 いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過してお り、農地として復旧することが困難となっていることから、農地 性は失われております。 以上で、説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第199号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調 査の報告をお願いいたします。 まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。 一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。</p>
22番 佐藤 圭一 委員		<p>現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていた だきます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った 結果、下記のとおり報告いたします。 第1号、昭和50年頃から宅地の一部として利用しており、既に 農地性は失われております。 以上です。</p>

<p>議 長 2 番 渋谷 皓 委員</p>	<p>ありがとうございました。 次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。 花泉地域の農地法適用外現地調査報告を行います。 調査日、調査員は3条と同じなので割愛させていただきます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 第2号、2筆は、昭和60年頃から耕作管理できず山林化しており、もう1筆は平成3年頃から宅地の一部として利用しており、3筆とも既に農地性は失われています。 以上で終わります。</p>
<p>議 長 12番 佐藤 繁 委員</p>	<p>ありがとうございました。 次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。 千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。 現地調査日、現地調査員につきましては5条と同じですので割愛いたします。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。 第3号、昭和56年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。 以上、報告いたします。</p>
<p>議 長 17番 藤原 美喜男 委員</p>	<p>ありがとうございました。 次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。 室根地域の農地法適用外現地調査報告についての報告をいたします。 現地調査日は10月9日、金曜日、午前9時より、調査員、農業委員 千葉委員、私 藤原、最適化推進委員は菅原委員、支所職員 畠山産業建設課課長補佐、小原主任技師。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。 第4号、昭和54年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。 第5号、平成12年頃から農業用施設として利用しており、既に農地性は失われております。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上でございます。 ありがとうございました。 以上で現地調査の結果説明を終わります。</p>

10番  
佐藤 和威治 委員

審議願います。

1号についてお聞きします。

昭和50年頃から宅地化ということで記載されていますが、所有者が株式会社になっています。その時点からこの会社で所有していたということでしょうか。

局長 補 佐

お答えいたします。

本日、正式な譲渡年度についての資料がございませんが、個人の所有物だったものが債権の代償として、財産一式を会社名義に変更になった経緯があるようです。

ただし、その時点では本件の農地は含まれていなかったようですが、実際は譲渡された土地に付属する形でしたので、20年以上、一体として使っていたようです。今回、時効取得に伴い裁判所の許可を受けて会社のものになったということのようでございます。

実態としては、当時から宅地化されていたということで、今回、適用外申請に至ったということのようでございます。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第199号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第199号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第200号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長 補 佐

議案第200号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本案は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第3条の2第1項の規定により、市町村が農業振興地域整備計画の変更を行おうとするときは、農業委員会の意見を聞

くことと定められております。

本議案に係る申請は、農用地区域からの除外申請が49件、農用地区域への編入申請が65件です。

初めに農用地区域からの除外申請ですが、第1号から第14号までの14件は、一関地域に係る申請です。

第15号から第23号までの9件は、花泉地域に係る申請です。

第24号から第29号までの6件は、大東地域に係る申請です。

第30号から第34号までの5件は、東山地域に係る申請です。

第35号から第43号までの9件は、室根地域に係る申請です。

第44号は、川崎地域に係る申請です。

第45号から第49号までの5件は、藤沢地域に係る申請です。

除外理由につきましては、除外理由欄に記載のと通りの目的で転用が計画されている土地となっております。

いずれの案件も公告縦覧期間終了後、県知事の同意を得た後に転用申請が可能となり、申請があった際は総会でそれぞれ審議することとなります。

なお、今回の除外申請案件は、土地の代替性がなく、農業上の利用に支障が生じないことを岩手県と協議しながら進めているものです。

次に、農用地区域への編入の申請です。

第1号から第34号までは、一関地域に係る申請です。

第35号から第44号までの10件は、花泉地域に係る申請です。

第45号から第60号までの16件は、大東地域に係る申請です。

第61号から第62号までの2件は、川崎地域に係る申請です。

第63号から第65号までの3件は、藤沢地域に係る申請です。

編入理由につきましては、「中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため」、または「多面的機能支払制度対象農用地の認定を受けるため」でございます。

なお、編入につきましては、農業委員等による現地確認は省略しておりますのでご了承願います。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第200号」の説明を終わります。

ここで、各地域の現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の現地調査の結果報告からお願いいたします。

22番

一関地域の農振除外現地調査の報告をいたします。

佐藤 圭一 委員

現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていた



		<p>できます。</p> <p>報告内容、除外1から14号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま</p>
議	長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
2番		<p>次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
渋谷 皓 委員		<p>花泉地域の農振除外調査報告を行います。</p> <p>現地調査日、現地調査員は3条と同じなので割愛いたします。</p>
		<p>報告内容、除外15から23号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま</p>
議	長	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
16番		<p>次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
小山 悦郎 委員		<p>大東地域の農振除外現地調査報告を行います。</p> <p>調査日、調査員については3条、4条と同じでございますので割愛させていただきます。</p>
		<p>報告内容、除外24から29号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま</p>
議	長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
13番		<p>次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
鈴木 初男 委員		<p>東山地域、農振除外現地調査報告書、現地調査日、令和2年10月9日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、菅原委員、支所職員 渡邊課長補佐。</p>
		<p>報告内容、除外30から34号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題ないと思われま</p>
議	長	<p>以上、報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
17番		<p>次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
藤原 美喜男 委員		<p>室根地域の農振除外現地調査について報告をいたします。</p> <p>調査日、調査員につきましては農地法適用外と同じであります</p>

		ので割愛させていただきます。
		報告内容、除外35から43号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま
議	長	以上でございます。
		ありがとうございました。
15番		次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。
遠藤 勝幸 委員		農振除外現地調査報告書、川崎地域、現地調査日、令和2年10月9日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、今野委員、支所職員 坂本産業建設課課長補佐。
		報告内容、除外44号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま
議	長	以上でございます。
		ありがとうございました。
19番		次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。
佐々木 栄一 委員		藤沢地域、農振除外現地調査報告をいたします。
		現地調査日と調査員につきましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。
		報告内容といたしまして、除外45から49号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等もなく、農振除外に問題はないと思われま
議	長	以上でございます。
		ありがとうございました。
		以上で現地調査の報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第200号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第200号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第201号 令和2年度農地等の利用の最適化の推

局長

進に関する意見書の決定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

議案第201号 令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について、議案の内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農業委員会として市長に提出する「令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を別紙のとおり決定することについて、議決を求めるものです。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業・農村の声を代表する組織として、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、農地利用最適化推進施策の改善について、意見書を提出しなければなりません。

また、意見書の提出を受けた関係行政機関は、その内容を考慮しなければならないこととされております。

意見書案の作成に当たっては、農業委員、農地利用最適化推進委員から出された意見を参考に取りまとめたものです。

また、本日の報告第59号で農政専門委員長の報告にあったとおり、意見書案を農政専門委員会で協議し、そこで出された意見により修正した内容となっております。

具体的な内容については、意見書をご覧いただきながら説明したいと思っております。

意見書の表紙に続きまして、前文は、国内・市内の農業・農村の状況、その中で農業委員会は農地利用の最適化の推進に取り組んでいくこと、市長に対しこの意見書を今後の農業施策に反映していただきたいとしております。

次に具体的な要望項目になりますが、1として、農業生産基盤の整備促進については、一層の基盤整備事業を促進し、作業効率の向上を支援することなど3項目の要望を上げております。

次に、2として、担い手への農地利用の集積・集約化については、担い手として集積を進めるほど増大する費用への支援、担い手不足の地域での法人化やスマート農業の導入に対する支援など5項目の要望を上げています。

次に、3として、遊休農地の発生防止・解消についてですが、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用した方策の検討、地域住民に直接アピールする取り組みなど5項目の要望を上げております。

次に、4として、新規参入の促進についてですが、新規就農者

の定着に向けた支援、コロナ禍で地方移住への関心が高まる中での取り組みの検討など7項目の要望を上げております。

次に、5として、有害鳥獣による農作物被害の軽減についてですが、新たな狩猟者確保のための取り組みや侵入防止柵設置の予算確保など4項目の要望を上げております。

次に、6として、新型コロナウイルス感染症対策については、コロナ禍で危機的状況にある農畜産物について、消費拡大を一層推進することなど2項目の要望を上げています。

次に、7として地域農業マスタープラン実質化に向けた支援について、8として農業委員会の人材確保と活動体制の強化についても要望を上げています。

意見書の内容については以上になります。

なお、市長への提出予定は、本日議決をいただければ、今月28日に提出したいと思っております。

説明については以上です。

議 長 以上で「議案第201号」の説明を終わります。  
審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第201号 令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 満場です。

よって、「議案第201号」を可と決します。

議 長 以上で議案審議が終了いたしました。

第26回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後3時12分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員